

委員提出資料 1

(第4回関係者会議提出分)

1. 柴口委員提出資料 1 ページ
2. 春原委員提出資料 4 ページ
3. 戸上委員提出資料 5 ページ
4. 藤田委員提出資料 7 ページ
5. 前田委員提出資料 10 ページ

認知症施策推進基本計画

基本的施策について

—介護支援専門員からの意見—

令和6年6月20日



一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会長 柴口 里則

©Japan Care Manager Association

1

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等 ※番号は基本的施策からの引用 (共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下基本法)第14条)

子どもから高齢者まで、世代を超えた認知症の理解促進を図る必要があります。国民個人、企業、団体を問わず、認知症の理解促進の機会を確保していくことが重要です。とりわけ、介護保険制度において中核的役割を果たす介護支援専門員に対し、地域活動において国民への認知症の正しい理解を促進するための必要な最新知識や支援技術などの人材育成を推進することが重要と考えます。そのための認知症関連施策について、介護支援専門員に対する研修等の実施の検討をお願いいたします。

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進(基本法第15条)

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等(基本法第16条)

介護支援専門員が認知症の人を支援するにあたり、今まで培ってきた生活の継続を第一義に捉えます。その際に、認知症の人が抱える生活上の困難に対し、周囲の環境にも配慮し、その方の支障となる改善策を環境面にも向けて対応することで改善を図ります。そのためには物理的なバリアへの対応策(社会的インフラの整備)と心理的バリアへの対策(国民への認知症の理解促進)が重要と考えます。国、都道府県、市区町村、そして専門職が一体となってそれぞれの役割を果たしていくことで、バリアの削減につながると考えます。

©Japan Care Manager Association

2

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

(基本法第17条)

このことについては、国からガイドラインが発出されたことで周知が進んでいますが、未だ十分に対応がなされている状況には至っていないと感じます。理念としての理解と個々の対応は異なり、試行錯誤的な状況かと思われます。国民への周知も重要ですが、認知症の人に関わるあらゆる専門職に対する具体的な技法を学ぶ機会を標準的に実施していくことが必要と考えます。職種ごとの育成に加え、**多職種協同での実践的育成の場の創設**を求めます。そのことで、**場面を問わず、常に本人の意思を尊重した対応が可能**となります。

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

(基本法第18条)

10. 多様な主体の連携 (基本法第23条)

いままでは認知症ケアは専門領域として対応が整備されてきました。しかし今日、認知症は普遍的な疾患となり、いつもどこでも必要な支援が受けられる体制を構築することが肝心と考えます。そのために、制度・職種・機関を問わず横断的に認知症の知識・支援技術を備えておくべきと考えます。**保健・医療・福祉に関わる多制度・多職種に対する育成の機会を創設**が必要があると考えます。そのことによって、制度・職種を問わず**共通理念に基づいた連携の確保**も可能となると考えます。³

©Japan Care Manager Association

6. 相談体制の整備等 (基本法第19条)

認知症の人及びその家族等は、不安と焦燥にかられていることが多くあります。その時に、身近に相談できる体制が整備されていることが重要です。しかし、地域事情によって相談体制の整備は多様であり、一律に規制できるものでもないかと考えます。今後は**地域事情に応じた多様な相談体制の整備**が求められます。共通して言えることは、認知症に対する正しい知識と理解、そして相談に対応できる対話技術の習得、加えて社会資源がある程度整備されていることです。私たち介護支援専門員はその一助を担うべく、日々研鑽を積み重ねております。**全国に存在する介護支援専門員の力を、相談体制に活用**していただければ幸いです。

8. 認知症の予防等 (基本法第21条)

認知症の進行予防には社会的関与・社会的役割の維持が重要と考えます。**制度横断的に多様な社会資源の活用を可能とする柔軟な社会保障制度の対応(※)**を求めます。さらに、住民参加型の取り組みや企業などの取り組みを推進し、地域偏差なく社会資源の活用が可能となる仕組み作りを求めます。

(※介護保険認定者の共生型障害福祉就労系サービスの活用の推進など)

7. 研究等の推進等（基本法第20条）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施（基本法第22条）

すでに多様な認知症に関する調査研究が進められていますが、日本介護支援専門員協会としまでも、シンクタンク部門を創設しており、今後、認知症支援に資する有益な支援方法の検討などを目的とした調査研究を進めてまいります。

認知症施策推進基本計画の基本的施策の方向性(案)について(意見)

認知症本人大使「希望大使」 春 原 治 子

第4回資料を拝見し、認知症施策推進基本計画の策定にあたって、以下のとおり意見を申し上げます。

1. 地元で本人と一緒に考え、共にすすめる環境づくりを

私はこれまで、本人としてこの会議に出席してまいりました。

大きな会議ですので、会議の内容はボリュームがあり、そのうえ、私にとっては大変なスピードで進行していきますので、考えているうちに先へ先へと行ってしまいます。そのため、会議中は私の脳は全くついていくことが難しいと感じております。

私の体験から、認知症の人が安心して話せる一番の環境はオレンジサロンのような本人同士の集まりです。そこではゆっくり聴くことを心がけています。家族やケアマネから、この人は「もう話さない」と紹介された方も、笑顔でお話されます。気持ちが分かり合えるので、家族にも気兼ねなく、お互い安心して話したい事を話すことが出来ます。

また、現在、地元で地域づくりセミナーの運営委員や幼稚園の評議員などをしています。みなさん、認知症の理解をされていますので、安心して会議に参加できています。

・一人ひとりの状態は異なると思いますので、地域で皆さんの理解を得ていくには、何事も本人と一緒に考えていくことが必要だと思います。

この度の施策(案)により、地元のサポーター養成講座や、自治会のような身近なところでの本人の参画で、共に考える体験が増えることにより、本人理解がすすみ、本人が発信しやすい配慮もすこしずつ育っていくと思います。

2. バリアフリー化には、継続して伴奏してくれるパートナーが必要

・最近、地元自治会では、民生委員や福祉推進委員とも連携して、認知症の人が安心して暮らすためのボランティア組織「ホタルの会」が発足しました。

一人ひとりに担当が決まっています。ピンポイントで単に支えるだけでなく、共に歩む伴走者として身近にいてくれる存在です。認知症になる前から本人を良く知っているので、症状が進行しても、安心して暮らしていくことが出来ます。

3. 介護保険サービス利用になっても地域でつながるように

・地域包括支援センターに相談して、その先介護保険サービス利用となると、即、地域とのつながりが切れてしまう方が増えています。個人情報ということで、地元の支え合い組織も機能しなくなっています。そのようなことが起きないように、地域包括支援センターや担当の事業所のケアマネさんの理解をお願いします。

第4回 内閣府 認知症施策推進関係者会議に向けて 戸上 守

第1回から続く認知症施策推進関係者会議の中で、藤田和子委員が何度も伝えてきた「新しい認知症観」がどのようなものであるか分からないまま会議は進み、参加されている委員も「新しい認知症観」と言うものがどのようなものかイメージ出来ないまま現在に至っているのではないのでしょうか？

今回の認知症施策推進関係者会議において、この「新しい認知症観」を委員全員が共通認識することから始めなければならないと私は考えます。

各界の有識者が集まり、その方々から見た断片的な意見を取りまとめても、ツギハギ感が否めなく、押並べた時の優先順位も曖昧なものになってしまう懸念が残ります。

今一度この国に暮らす認知症当事者が認知症でない国民と一緒に暮らしていくには何が必要かを、この認知症施策推進関係者会議でブラッシュアップしていく必要があると思います。

その中で基本法の根幹となる考え方として最も重要になるのが、先にも触れた藤田和子委員の言われる「新しい認知症観」であり、その言葉がどのような意味を持つのかを、国民、各都道府県、市区町村に知らせなければなりません。

「新しい認知症観」がこの国の細部にまで行き渡る事で、認知症当事者の「したい事」に耳を傾け、ケアマネジャーの作成するケアプランのニーズや目標には認知症当事者の「したい事」が位置付けられ、治療やリハビリテーションさえもが認知症当事者の「したい事」を実現する為の手段である事が明白になる事でしょう。

それでは「新しい認知症観」、それはいったいどのようなものなのでしょう？

私は今回の認知症施策推進関係者会議の中で、認知症当事者を中心に各委員が「新しい認知症観」とはどのようなものかを、明らかにする必要があると思う次第です。

「新しい認知症観とはこういうものである」「新しい認知症観はこうにあるべき」と言う意見をお持ちの委員にはそれを発表していただき、定義とまではいなくても「新しい認知症観」を委員皆で確認し合えるものからすることから始めないと、認知症施策推進基本計画を都道府県、市区町村を通して国民にまで浸透させるのは困難だと察します。

皆さんで「新しい認知症観」とはどのようなものか？意見を出し合ってみませんか？

意見を出す際に、「認知症と共に生きる希望宣言」をご一読いただき、参考にいただければ幸いです。

「どこでもオレンジドア」の帰り、認知症ピアサポーター、家族、行政（県・市）と！



テニスコートで認知症当事者さんへのピアサポート活動をする認知症ピアサポーターと大分市
認知症地域支援推進員と認知症ピアサポート活動コーディネーター



認知症施策推進基本計画(素案): 素案の全体構成と提案

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事 藤田和子

頁	大項目	中項目	小項目	提案事項	
				提案内容	具体案
2	前文		基本法の成立を踏まえた認知症施策の新たな展開	「新たな展開」が非常に重要。単にいままでの繰り返しや延長ではなく、新しいステージに入ること、この計画のオリジナルな位置づけを自治体担当者や国民に、より明確に伝えてほしい。	
2			共生社会の実現の推進		
2			誰もが認知症になり得る		
3			「新しい認知症観」に立つ	(5行目を修正)	…認知症とともに希望を持って生きる <u>ことができる</u> という考え方(以下「新しい認知症観」…
3			認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する	(2行目を修正) (3行目に追加)	…その個性と能力を十分発揮する <u>存在としてとらえ、…認知症の人の経験や工夫を活かし、認知症施策の立案の段階…</u>
4			多様な関係者が連携し、認知症の人の地域生活継続のために面的に協働する		
4			認知症施策のあゆみ		
6	I 基本計画 について		基本法の概要		
6			基本計画の位置づけ		
6			計画期間	「～計画開始時期から5年目を目途に見直しの検討を開始するものとする」とあるが、見直しを5年後にしっかりと行うためには、5年後に開始するのではなく、期間中に本人、家族、有識者らが年に最低1回は会って、計画推進上の課題等を話し合う積み上げが必要だと思う。	～計画開始時期から5年目を目途に見直しの検討を行う。 <u>なお、その間のよりよい推進及び5年目の適切な見直しにつなげるために、最低年1回程度、本人、家族、有識者が計画推進上の課題等を話し合う会議を開催するものとする。</u>

頁	大項目	中項目	小項目	提案事項	
				提案内容	具体案
7	Ⅱ 基本的な方向性		基本理念に基づく取組の推進		
8			認知症の人や家族等が地域で自分らしく生活できるようにする	基本的方向性が、理念に続いてこの項目のみだと、前文や基本的理念に記載されている重要事項が、読み流されてしまうのでは？ この項目を「基本方針」という名目とし、今後、自治体や国民、専門職、企業等、すべての人たちが、何をする場合でも同じ方向に向けて取組んでいくための方針を、コンパクトに明示できるというのでは。 計画の説明や浸透、実行が着実に進むようになると思う。	基本方針 目的の達成にむけて、すべての施策・取組を進める際に立場や職種を超えて、基本方針を共有して進める。 ①自分事として考え、ともに暮らしやすい社会を共創する 誰もが認知症になりうる、立場や職種を超えて、みんなが自分ごととして認知症を考え、イノベーションをともに生み出す。 ②「新しい認知症観」に立つ 認知症の人は基本的人権を有する個人であり、個性と能力を発揮しながら望む暮らしを地域の中で継続しながら、希望をもって生きることができるという考え方(新しい認知症観)にもとづいてすべての施策・取組を進める。 ③認知症の人の発信・意向を重視した自分らしい暮らしの継続 すべての施策・取組みは本人を起点とする。本人の発信・意向を重視しながら、地域の中で自分らしい暮らしの継続を図る。これを通じて、家族等も自分らしい暮らしの継続を図る。 ④参画・対話をもとに、創りつづけるプロセスを重視 認知症の人や家族等とともに施策・取組を立案、実施、評価する
8			認知症施策における基本的施策等の推進	○の4つ目 「…規定した施策を中心に取り組むとともに」という一文に「創意工夫しながら」という一語をいれていただきたい。 自治体が基本的施策を、上からおろされたまま、こなせばいい、やらされている、となってしまうように。	「…規定した施策を中心に、 <u>創意工夫しながら</u> 取り組むとともに」
9	Ⅲ 基本的施策			具体的な提案箇所あり	※整理して後日提出予定※

頁	大項目	中項目	小項目	提案事項	
				提案内容	具体案
10	Ⅳ 重点目標等		重点目標の基本的な考え方	第1期の重点目標が示された4点でいいのか？ 2期目移行も見据えて、もう少し検討が必要では。	※整理して後日提出予定※
10			関連指標の基本的な考え方		
11			関連指標の活用		
15	Ⅴ 推進体制等	1. 都道府県計画・市町村計画の策定等について	国における推進体制		
15			都道府県・市町村における計画作成及び推進体制	○の5つ目 「…その取組みに対する理念についても」 →理念だけ伝えても、抽象的で中身が伴いにくい。 理念を具体化するための計画作成や実行になるよう、上記で提案した「基本方針」もしっかりと伝えてほしい。	「その取組の理念と基本方針」についても」
15			国と地方公共団体との連携	「国は、…参考となる取組を共有するなどきめ細やかな支援」は重要。 同時に、自治体によって、より地域にあった取組を本人らとともに無理や無駄なく進めていけるための自由度の高い取組を進めていける後押しをしていただきたい。	「国は、…参考となる取組を共有するなどきめ細やかな支援を行うとともに、 <u>地域にあった自由度の高い取組を本人らとともに進めていく支援を行う。</u>
16			都道府県及び市町村の関係部局相互間の連携		
16			関係者の意見を反映させる仕組みの整備		
16			他の計画との関係		
17		2. 基本計画の見直しについて		計画期間について、上記※	

介護保険サービスにおける 社会参加の重要性について

認知症施策推進関係者会議

2024.6.20



前田隆行

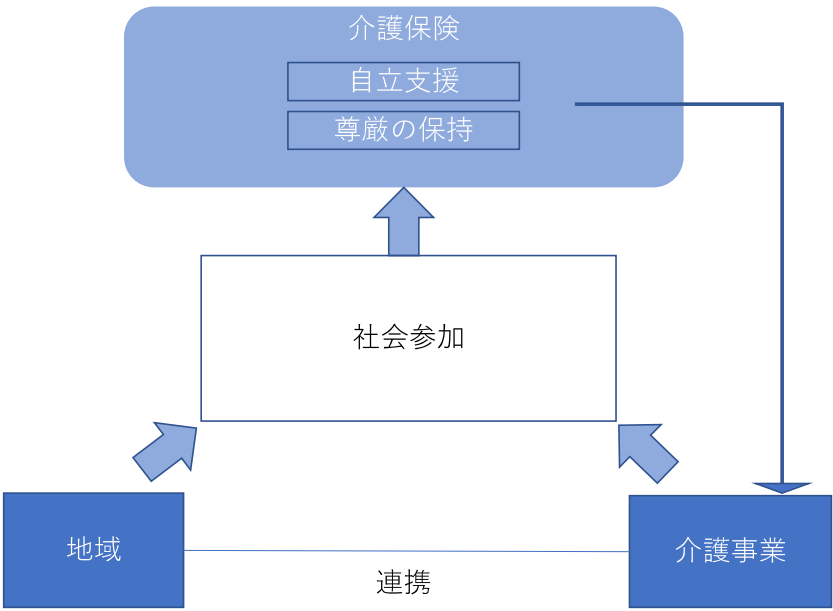
基本計画に向けた3つのポイント

自治体は、介護保険法に定める「自立支援」と「尊厳の保持」を、介護保険サービス利用中においても、推進すべきである。

地域共生社会の実現において、社会参加はとくに重要であり、この点において、介護保険サービス内容の精査を行うべきである。

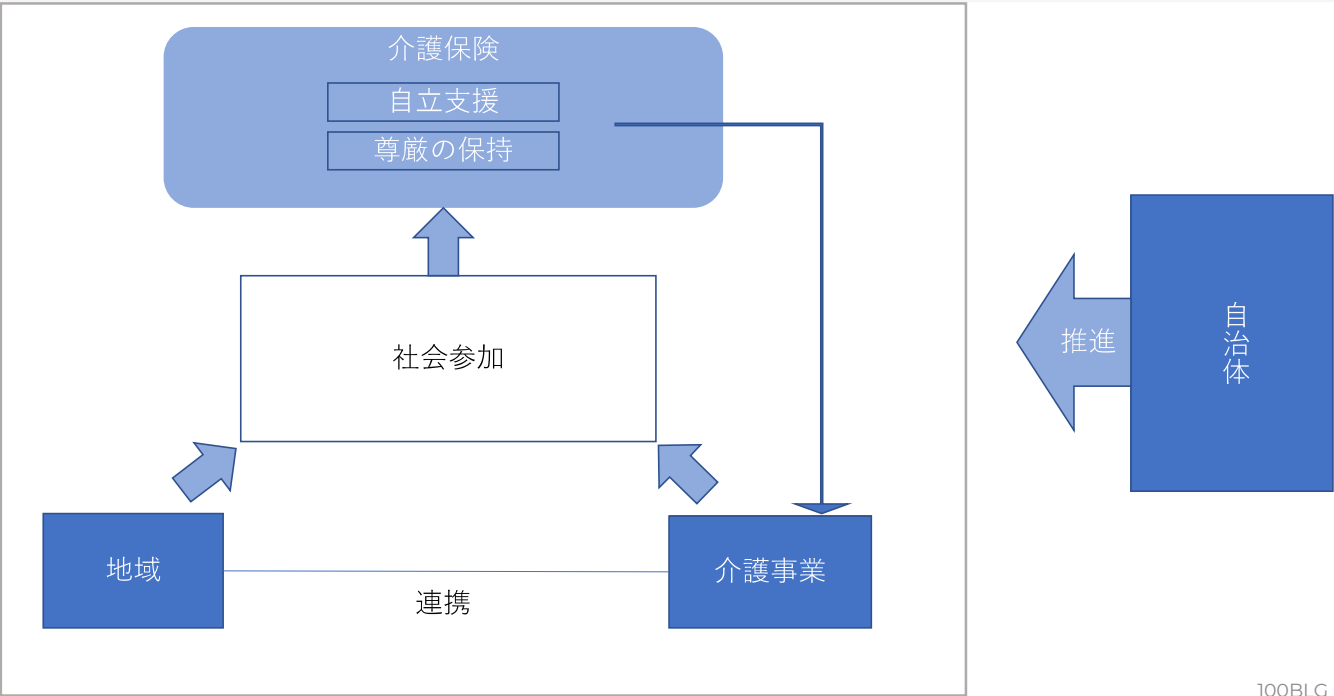
地域共生を考えたとき、地域に存在する認知症のある人が集う介護事業所は重要な存在である。

社会参加を中心とした共生社会のあり方



100BLG Inc.

基本計画に向けた3つのポイント



100BLG Inc.

【実例】地域と介護事業の連携

DAYS BLG! はちおうじ (BLG八王子)

(地域密着型デイサービス)

ひとりの当事者が「普通に暮らしたい」という想いからスタートしたデイサービス。八王子駅にほど近い住宅街のなかにある一軒家で、少人数で仲間とともに毎日を過ごす。「ここではなんでも話せるからいい」というのがメンバーたちの口ぐせ。
認知症の人とともに生きるまちづくりを進める「100BLGプロジェクト」に参画。かつては八王子市では、地域に出ではたらくことが認められずにいたが、BLG となることで実現。現在は全力でメンバーと一緒に活動している。当事者から見える景色を変える「街づくり」への参画に力を入れている。

詳細と最新情報は
下記サイトを参照ください
<https://blg.life/list/hachioji>



やさしい図書館づくり



本人から学ぶ認知症@小学校



買物プロジェクト@イトーヨーカドー

